

会員各位

社団法人青森県柔道整復師会
会長 佐藤 金一
保険部長 関 裕二郎

〔重要なお知らせ〕 震災被災者の柔道整復施術療養費取扱いについて（6月施術分）

この度、厚生労働省より柔道整復施術療養費取扱いに関する追加の通知が出されましたのでお知らせ致します。

『被保険者証の提示』や『一部負担金の取扱い』については、「6月施術分」と「7月1日以降の施術分」では対応が段階的に変更になります。

今回は、「6月施術分」対応についてお知らせ致します。

【参考：厚生労働省事務連絡】

- ①平成23年5月12日付『柔道整復師の施術に係る療養費の取扱いについて（その2）』
- ②平成23年5月23日付『地震の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その7）』

※上記通知文書は厚生労働省HPで閲覧できます。

厚生労働省事務連絡通知の重要なポイント （6月施術分に関する取扱い）

1、一部負担金の徴収猶予について

- ・患者対象者は別表の（1）及び（2）のいずれにも該当する者
- ・対応施術所は「災害救助法の適用市町村」と「被災者生活再建支援法の適用市町村」に所在する施術所に限って、緊急やむを得ない措置として特別に認める

↓↓

青森県内では下記地域内の施術所に限定

⇒①災害救助法適用の「八戸市、上北郡おいらせ町」

+

②被災者生活再建支援法適用の「三沢市、三戸郡階上町」（今回追加）

重要

★6月中に、保険者が交付する『一部負担金等免除証明書』の提示があった場合

↓↓

上記①・②の市町村以外の施術所でも当該取扱いができること。

※県内のどこの施術所でも当該取扱いが可能！

2、レセプト記載方法等

- ・平成23年4月18日付会員通知のとおり

※平成23年7月1日以降施術分の対応については来月にお知らせ致します。